

[行政機関用]

平成 年 月 日

殿

(社) 日本美容医療協会
会長 津島 雄二
理事長 内沼 栄樹

美容医療に関わる医療法違反広告の取扱いについて（要望）

当協会は厚生省（当時）、日本医師会の協力の下に日本美容外科学会を母体として、平成3年4月20日に厚生大臣（当時）の許可を受けて設立された社団法人で、国民の福祉と文化的健康増進のため、正しい美容医療の啓発活動および美容医療に携わる医師の技術育成ならびに社会的モラルの向上を図ることを目的としております。

ご存知のように平成19年4月、医療広告に関わる医療法が大幅に改正され（医療法第6条の5-8（医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告、旧第69、70条））、これに伴い「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（通称、医療広告ガイドライン）」が、各都道府県知事に通知されました（平成20年4月に一部改正）。今回の改正の要旨は、医療広告の定義を明確にしたこと、表示可能な文言を拡大したこと、そして違反広告に対する罰則が明確にされたことです。すなわち医療法違反の罰則は基本的には間接罰といって最初は行政指導（報告命令又は立入検査→是正命令又は中止命令）をし、それでも改善が見られない場合は診療停止等の行政処分や刑事告発を行うというものです。ただし明らかな虚偽広告など、不適切な表示により不当な勧誘を行った場合など悪質なものについては、直接罰といって直ちに行政処分や刑事告発を適用する場合もあるとのこと。医療広告に表示できる文言については従来と同じくポジティブリスト方式ですが、今回の改正ではこれがかなり具体的に提示されました。更に具体的な文言における表示の可否について、日本美容医療協会は厚生労働省と約1年に渡り協議を重ねて参りました。ちなみに医療法第6条の5-8と医療広告ガイドラインは、日本美容医療協会のホームページ（<http://www.jaam.or.jp/>）に掲載されておりますのでご確認ください。また平成20年7月時点までの協議内容については、日本美容外科学会報（第30巻 第4号、248～258頁、2008年）に掲載されており、これも全文がホームページに掲載されております。

さてこの度、標記につき下記医療機関より出されている美容医療に関わる広告（同封コピー参照）の内容を当協会において検討した結果、以下の事項につき医療法違反の表示が認められました。

- 1、本医療広告は、医療法第6条の5（医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告）に規定されている事項、ならびに「医療広告ガイドライン」に著しく違反しているものと判断されます。
- 2、本医療広告は、表示されている内容が医学的に判断してエビデンスに乏しく、読者（患者）に誤解を与えるものと判断されます。
- 3、その他：_____

当協会は、医療法第6条ならびに医療広告ガイドラインに著しく違反が認められる美容医療広告については、広告依頼主である医療機関ならびに出版社（広告代理店）に対し、早急の改善を求める要望書を送付しております。また悪質な事例や改善が見られないような事例に付きましては、都道府県ならびに厚生労働省

の担当部署にも本要望書を送付させていただきます。つきましては、貴職におかれましては上記の内容をご賢察の上、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

以 上

ご指導いただいた際にはご面倒ですが下記に記入の上、弊協会宛に郵送ないしはFAXをして頂きたく、併せてお願い申し上げます。

医療法第6条に関わる違反広告についての指導

1) 貴保健所名： _____ 指導担当者氏名： _____

2) 指導年月日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3) 指導医療機関名： _____

4) 医療機関開設者ないしは管理責任者名： _____

5) 出版社名： _____ 雑誌名： _____

6) その他、参考資料： _____

以 上

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-3-4 ABM平河町ビル3F

電話：03-3239-9710 FAX：03-3239-9712

(社) 日本美容医療協会